## 鳥取県告示第 406 号

鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)第7条第2項に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。)第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成20年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委任させた事務

鳥取県国営大山山麓土地改良事業負担金徴収条例(平成15年鳥取県条例第5号)第2条の規定に基づく負担 金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課

 課長補佐
 安田
 到

 副 主 幹
 松本
 直樹

 主
 事
 長谷川律子

3 委任期間

平成20年6月2日から平成21年3月31日まで